



島根県報

令和4年7月1日(金)

号外第72号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更(2件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告

示

島根県告示第495号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市南田町32番24地先から同番5地先まで	前	メートル 16.30～ 25.50	メートル 27.80	松江県土整備事務所 道路改良工事 減幅 仮歩道の撤去
			後	16.30～ 25.50	27.80	
〃	〃	松江市美保関町森山628番9地先から同番11地先まで	前	10.37～ 20.21	43.00	災害防除工事 拡幅
			後	13.75～ 33.59	43.00	
県 道	温泉津川本線	邑智郡川本町大字川下3443番1地先から同3442番1地先まで	前	14.10～ 24.30	146.60	災害防除工事 拡幅
			後	19.50～ 30.10	146.60	
〃	〃	邑智郡川本町大字川下3314番4地先から同3305番地先まで	前	9.10～ 19.20	36.00	県央県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	16.00～ 33.60	36.00	
〃	〃	邑智郡川本町大字川下3660番1地先から同2750番2地先まで	前	9.60～ 29.10	193.50	災害防除工事 拡幅
			後	11.30～ 42.00	193.50	

島根県告示第496号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	米子広瀬線	安来市伯太町安田1258番1地先から同1261番1地先まで	前	メートル 9.09～ 17.50	メートル 217.84	道路改良工事 拡幅
			後	9.09～ 22.21	217.84	

島根県告示第497号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町中座イ1161番2地先から同地先まで	メートル 14.60	令和4年7月1日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	